

2012年12月5日

株式会社明来代理人  
先生

ご 連 絡

特定非営利活動法人消費者支援機構関西訴訟代理人  
弁 護 士 増 田 尚  
ほか別紙代理人目録記載のとおり

拝啓 当職らは、特定非営利活動法人消費者支援機構関西から依頼を受けた代理人として  
本書を差し上げます。

今般貴職ら依頼者株式会社明来との間で、差止請求訴訟事件（大阪地方裁判所平成23  
年（ワ）第13904号）が係属中であるところ、さる11月12日付判決により、下記  
の差止等命令がありました。同判決部分については貴社からの控訴はありませんでした。

つきましては、同判決内容の履行状況（履行の有無及び履行の方法）について、本書を  
もって照会いたしますので、本書到着後5日以内に、当職ら宛てに文書によりご回答くだ  
さいますようお願いいたします。

記

- 1 被告は、消費者との間で建物賃貸借契約を締結するに際し、賃借人に対する後見開始  
又は保佐開始の審判や申立てがあったときに契約を解除できるとの意思表示を行って  
はならない。
- 2 被告は、前記1の意思表示が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を廃棄  
せよ。

敬具

